

平成30年9月3日

保護者様

兵庫県立阪神昆陽特別支援学校
校長 尾原周治

平成30年度 特別警報、気象警報発令・交通途絶等の対応について（改定版）

初秋の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本校教育活動に、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特別警報及び気象警報発令、交通途絶等の対応について、下記のとおり変更しましたので、ご確認いただき、生徒の安全確保にご協力をお願いいたします。

記

1 対象となる事由

- (1) **特別警報**（大雨、暴風、大雪、暴風雪、大津波、地震）及び**気象警報**（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪）が発令された場合
- (2) 生徒の利用する公共交通機関が大規模な地震等の非常災害や事故等により**交通途絶**している場合

2 特別警報及び気象警報の対象地域

- (1) **伊丹市、尼崎市、西宮市、宝塚市**のいずれかひとつでも発令されている
→**全生徒が対象**になります。
- (2) 生徒の**居住地の市町**に発令されている
→**発令されている市町に居住している生徒のみ対象**になります。

3 対応

- (1) **午前7時現在**、対象地域に特別警報又は気象警報が発令されている場合は自宅待機とします。
(但し、授業が午前中だけの場合は臨時休業)
- (2) **午前10時まで**に、対象地域の警報が解除された場合は5校時の授業より行います。
- (3) **午前10時現在**、対象地域に特別警報又は気象警報が継続中の場合は臨時休業とします。
なお、交通途絶の場合も原則として同様の対応とします。

(※裏面へ)

4 登校途中又は登校後の対応

(1) 登校途中で特別警報又は気象警報等が発令された場合
生徒の安全を第一に対応します。

(2) 登校後、授業中に特別警報又は気象警報等が発令された場合
下校時刻を早める等の対応をとることがあります。保護者に連絡するとともに HP にもアップいたしますので、併せてご確認くださいませようお願いいたします。

5 その他

(1) 通学上の安全を第一に考えて、登下校が可能か慎重にご判断いただき、場合によっては登校を自主的に控えてください。

(2) 午前7時以前に自宅を出発する生徒は、出発時刻に特別警報又は気象警報等が発令されている場合、自宅待機してください。

(3) 職業体験週間（現場実習）等の場合も上記に準じた措置をとります。

(4) 河川等の状況（防災気象情報）から判断して、休業又は下校措置をとる場合もあります。